

障害のある子どもが学校給食を食べるための「合理的配慮と必要な支援」についての陳情書

陳情趣旨

もう夏休みですが、この春小中学校に入学・進学した食べる機能に障害のある3人の子どもたちは、学校給食を食べられない、食べにくい状態が続いています。食べる機能に合わせて潰したりトロミをつけたりなどの食形態の工夫や丁寧な介助、給食時間の延長などの配慮があれば、摂食・嚥下機能障害があってもみんなと一緒に給食を食べられます。

陳情項目

1. 障害のある子どもたちの給食の現状を調査・把握して下さい。
2. 子どもたちの特性に合った食形態にして学校給食を出して下さい。
3. 食形態の具体的な内容、姿勢・介助方法、給食時間等の検討を必要とするために、上記項目2を即時に実施することが困難な場合には、保護者・教員・介助員・学校外の専門機関の医師等を交えた情報共有のための「話し合いのテーブル」を作して下さい。

陳情趣旨の説明

子どもたちは肢体不自由児で、車いす・バギーで通学しています。緑野小1年生のU君は給食を食べていません。ミキサー食のお弁当を持って来て食べています。家では、ミキサーを使って家族と同じメニューから5分程度の調理時間で「U君の食事」をつくっています。南林間小1年生のS君は、先生や介助員に給食を潰してもらっていますが、食べにくく、家から持ってきた食べやすい弁当を食べることも多い状態です。鶴間中1年生のG君も、潰してもらって食べていますが、潰しきれない揚げ物・くだもの・繊維のある野菜などのメニューは食べられません。

これまで、U君は第1松風園で4年間ミキサー食が給食でした。S君は若草保育園で、ミキサー食を含めて食べる機能に合わせた給食を5年近く食べてきました。G君は西鶴間小で、6年生の9月まで先生や介助員がフードプロセッサで食べやすくした給食を食べていました。3人の子どもたちは、それぞれの通園・通学先で食べやすい姿勢・食形態・食具・介助法などの必要な具体的な支援を得て、そして何より、みんなと一緒に信頼できる保育者・教職員の介助で、給食を食べてきました。

しかし、昨年9月、教育委員会指導室は、G君が西鶴間小でフードプロセッサを使うのを中止させました。そして就学相談を経たこの4月から、「通園施設・保育園・西鶴間小が行っていた配慮や工夫」は、一転して「子ども自身とその家族が解決すべき問題」とされたままとになっています。6月には教育委員長・教育長に、子どもたちが学校給食を食べられるように要望書を提出しましたが「できない」との回答でした。教育委員会は子どもたちに、『食べられないのはあなたの障害のためです。食べにくくても頑張りなさい。食べられないなら我慢するか、家族に手伝ってもらってなんとかしなさい』と言っているようなものです。

2007年9月に政府が署名し批准に向けて国内法の整備が課題となっている「障害者権利条約」は、「障害に伴う不平等や不利益の改善・変更は社会の側から行わなければならない（「合理的配慮」の権利と義務）」としています。また、「障害のある子どももいない子どもも、分けることなく、一緒に学ぶ「インクルーシブ教育」が条文に明示されています。子どもの人権、障害者の

人権は学校教育の重要な課題のほずです。教育委員会指導室は人権教育推進担当です。

大和市議会は、3月定例会で「健康創造都市 やまと」の総合計画基本構想を全員賛成で原案可決されました。障害のある子どもの学校給食の問題は、人、まち、社会のどの健康領域にも深く関わっています。障害のある子どもも分け隔てなく、基本目標2「こどもが生き生き育つまち」であってほしいものです。現状の食形態では、摂食・嚥下機能に障害のある子どもの心身の健康に負担を与えています。「まちの健康」に関わるバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進は、障害のある子どもたちの「安心・安全のまちに住む」に直結しています。

「社会の健康」は、障害のある子どもの学校給食問題を解決する基盤です。「互いに認め合い豊かな人間関係を育む」とは、障害者権利条約の柱の一つになっている「合理的配慮」（障害を本人やその家族だけの問題にしてはいけない）の考え方につながっていると考えます。障害者権利条約への関心と呼びかける日本障害者フォーラム（JDF）は条約紹介冊子で「条約に関心を持つことは、すべての人にとって大切なことであり、住みやすい社会をつくることにつながります」としています。障害のある子どもの学校給食問題の解決を、「健康創造都市 やまと」を目指した市政の具体的な取り組みの1つに加えて頂くことを期待して陳情するものです。

平成21年 月 日

大和市議会議長
松川 清 殿

陳情者名簿

住 所	氏 名